

**Q：医療費控除の申告に関する質問ですが、先生からマッサージ・鍼・整体などの
施術を受けたときの治療費用は税務署から医療費として認められるのでしょうか？**

A：【治療を目的とする施術費用】は医療費として認められます。また通院にかかった電車・バス代、タクシー代金等も医療費に付随する形で認められます。確定申告の際には施術時にお渡ししました領収書を備え付け、何月何日の通院日にどれだけ交通費がかかったのかをきちんと申告すれば医療費控除の対象として認められます。

尚、控除の対象となる医療費については以下のウェブページもご参照下さい。

<控除の対象となる医療費>⇒[国税庁回答](#)

4) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術の対価。（ただし治療に直接関係のないものは含まれません。）

【あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる施術の対価】となっておりますように、上記の【国家資格】を有した者の行った施術かどうかというのが、まず一点挙げられており、その際に【治療を主目的として施術を受けているかどうか】が医療費控除の対象になる、ならないの判断要素となっております。

初診時及び再診時における傷病等のご相談内容については、各クライアント様のカルテに記載させていただいておりますので、この点に充分留意しながら現在の症状・状態を明確にしながら施術を執り行っております。

横浜・多宝堂治療院は開業時に横浜市・都筑区の保健所所長にきちんと届け出ている【国家資格を有する施術所】ですから、【医療費控除の対象となる施術を行うことを認められた治療院】です。どうぞご安心して施術及び施術をお受け下さい。